○防衛省令第十二号

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間の相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）第十五条に規定する特殊海事損害の賠償の請求に関するあっせんの手続に関する省令を次のように定める。

令和五年八月二日

防衛大臣　浜田　靖一

（あっせんの申請）

第一条　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（以下「法」という。）第十五条の規定によるあっせんの申請は、別記様式第一号により申請書（以下「申請書」という。）を提出することによって行うものとする。

２　申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名又は名称

二　特殊海事損害の内容

三　損害を被った財産の内容

四　損害発生の経緯

五　損害の賠償の請求に関する次条第二項第一号に規定する相手方との間の協議の経過

六　損害の賠償の請求に関する次条第二項第二号に規定する訴訟が係属しているときは、その訴訟が係属している裁判所の名称

３　申請書には、損害を証する書類その他参考となるべき資料を添付しなければならない。

（訴訟費用立替申請書等）

第二条　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間におけるアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律施行令（令和五年政令第255号。以下「令」という。）第二条第一項の申定による訴訟（以下「訴訟」という。）の費用の立替えを受けようとする者は、様式第三号により、訴訟事務を取り扱う防衛局長（東海防衛支局長）を経由して、防衛大臣に訴訟費用立替申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

２　申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名又は名称

二　訴訟に関する費用について、立替えを受けようとする金額及び当該訴訟に関する費用の額（概算）

三　訴訟に関する費用の立替えを必要とする理由

四　訴訟に関する費用の立替えを受ける条件

３　申請書には、訴訟に関する費用の立替えを受けようとする者にあっては、別記様式第四号による立替金猶予申請書を、償還免除申請書により、立替金の償還の免除を受けようとする者にあっては別記様式第五号による償還金支払猶予申請書を、それぞれ提出しなければならない。

（償還金支払猶予申請書等）

第三条　令第四条第一項の申請は、償還金の支払の猶予を受けようとする者にあっては、別記様式第四号による立替金猶予申請書により、立替金の償還の猶予を受けようとする者にあっては別記様式第五号による償還金支払猶予申請書により、それぞれ提出しなければならない。

（申請の経由）

第四条　前三条の規定による申請は、法第十五条に規定する特殊海事損害について「事故」という。）の発生地を管轄する地方防衛局長（当該事故の発生地が東海防衛支局の管轄する場合にあっては、東海防衛支局長）を経由して、事故の発生地を管轄する地方防衛局長（以下「地方防衛局長」という。）が明らかでない場合には防衛大臣が指定する地方防衛局長を経由して、防衛大臣に提出しなければならない。

附　則

この省令は、法の施行の日から施行する。

（別記）

様式第１号（第１条関係）

特殊海事損害賠償請求あっせん申請書

年　月　日

防衛大臣　殿

（　防衛局長（東海防衛支局長）経由）

申請者　住所

氏名又は名称

下記の特殊海事損害について、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和５年法律第26号）第15条に規定する特殊海事損害の賠償の請求に関するあっせんを申請します。

記

１　特殊海事損害の内容

⑴　事故発生日時：　年　月　日　時　分頃

⑵　事故発生場所：

⑶　損害を被った財産の内容：

⑷　⑶が船舶であった場合は、そのトン数：

⑸　損害の概算額：総額　円

（内訳　）

⑹　損害発生経緯：

２　損害を被った財産についての損害保険契約の有無、保険者の氏名又は名称及び保険金額

損害保険契約：　有・無

保険者の氏名又は名称：

保険金額：　円

３　損害の填補について既に他から支給を受けたときは、内容及び金額

内容：

金額：　円

４　添付書類

申請者の戸籍謄本又は抄本、登記事項証明書その他あっせんを申請する者が日本国民又は日本国法人であることを証する書類

様式第２号（第２条関係）

訴訟費用立替申請書

年　月　日

防衛大臣　殿

（　防衛局長（東海防衛支局長）経由）

申請者　住所

氏名又は名称

下記のとおり日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和５年法律第26号）第17条第１項に規定する訴訟（以下「訴訟」という。）に関する費用の立替えについて申請します。

なお、費用の立替えを受けるに当たっては、第３項に掲げる条件を遵守します。

記

１　訴訟に関する費用について、立替えを受けようとする金額及び当該訴訟に関する費用の額（概算）

立替えを受けようとする金額：　円

訴訟に関する費用の額（概算）：　円

２　訴訟に関する費用の立替えを必要とする理由：

３　訴訟に関する費用の立替えを受ける条件

⑴　立替金の使途の制限

立替金を訴訟に関する費用で日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律施行令（令和５年政令第255号）第２条第１項各号に掲げるもの以外には使用しないこと。

⑵　訴訟の取下げの承認

訴訟を取り下げるときは、防衛大臣の承認を得ること。

⑶　償還期限

立替金は、訴訟が終了したときは、国が指定する日までに償還すること。

⑷　延滞金

償還期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第１項に規定する率により計算した金額を延滞金として支払うこと。